

令和3年度自殺対策に係る取組結果について（4県市）

資料2-1

機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容	備考
神奈川県	①「かながわ自殺対策計画」の推進	①平成30年度から	①平成30年3月策定の「かながわ自殺対策計画」を推進するため、「第30回かながわ自殺対策会議」及び「第27回自殺対策に係る庁内会議」において、コロナ禍における自殺の状況について共有、令和2年度実績にかかる計画の進捗状況について確認した。	
	②かながわ自殺対策推進センター事業	②平成29年度から	②情報の収集・提供・地域支援を実施。国・県・市町村の取組をホームページ等により情報提供する、市町村別自殺統計の集約及び発信を行う、市町村自殺対策計画に関する地域への支援を行うなどにより、保健福祉事務所、市町村等の自殺対策事業の強化を図った。	
	③自死遺族支援事業	③通年(相談は平成22年度から)	③自死遺族の集いを隔月で実施。(8月は開催中止)自死遺族電話相談を週2日(水・木曜日)実施。また、自死遺族支援研修は支援者を対象に7月開催。	
	④ゲートキーパー養成研修の実施	④通年	④ゲートキーパー(こころサポーター)の養成。行政機関職員をはじめ、関係機関・団体、学生等を対象に、市町村とともに幅広い人材養成を実施。県職員については、未受講者の受講を進めるとともに、受講済みの職員へ「フォローアップ研修」を実施。	
	⑤普及啓発講演会等の実施	⑤オンライン	⑤自殺対策強化月間である3月にオンライン自殺対策講演会を開催し、広く普及啓発を図った。	
	⑥包括相談会の実施	⑥オンライン1回開催(10月16日)	⑥多職種の専門相談員が一堂に会して相談を受ける相談会を開催し、地域の関係機関・団体等の連携を図り、ネットワークを強化の機会とした。オンラインで関係団体と共催で1か所実施。	
	⑦こころ・つなげよう電話相談事業	⑦平成23年度から	⑦「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施。	
	⑧うつ病対策事業	⑧平成17年度から	⑧普及啓発リーフレットを配布。	
	⑨コロナ禍における自殺統計の分析・活用	⑨令和2年から ※令和3年12月24日記者発表	⑨新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年に自殺者が大きく増加したことを踏まえ、コロナ禍における本県の自殺の傾向や自殺者が大きく増加した令和2年の特徴を分析した。	
	⑩ICTを活用した若年層のこころの相談支援体制整備事業(いのちのほっとライン@かながわ、Twitter広告)	⑩令和2年度から(3年度以降通年)	⑩「いのちのほっとライン@かながわ」…若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供。「Twitter広告事業」…若年者の利用頻度が高いSNSの一つであるTwitterの投稿・検索結果に広告を実施し、不安や悩みを抱える若年者へ相談窓口の周知や誘導を図った。	
	⑪新型コロナウイルス感染症こころのケア相談事業	⑪令和2年度から	⑪新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりストレスの蓄積が懸念される、軽症者等(宿泊施設、自宅療養者)や、感染者と関わる医療従事者等への支援として、電話相談事業を実施した。	
	⑫地域自殺対策強化交付金事業(新型コロナセーフティネット強化交付金事業含む)	⑫平成27年度から	⑫【県事業】精神保健福祉センター、8保健福祉事務所、県教育委員会等で実施。民間団体が実施する事業への補助・委託の実施。 ＜県事業の重点的取組み＞ ア 自殺未遂者支援事業:東海大学等で継続実施。 イ 若年者向け自殺対策:若年者向けストレスチェックシステムの運営を継続するほか、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、路線バスのデジタルサイネージ等を活用した周知や、県内大学におけるゲートキーパー養成研修を実施。 ウ 保健福祉事務所において、地域自殺対策検討会を開催し、救急医療機関、精神医療機関、警察及び消防と課題の共有や、自殺の減少や事後対策について検討を実施。 エ ハイリスク地を管轄する保健福祉事務所において、当該地域の実情が分かる関係団体及び保健福祉事務所職員によるパトロールや声かけ運動等を実施。 オ 県立高校20校にスクールメンターを配置し、自殺予防を図ることを目的に、登下校指導や進路相談、校内巡回等を実施。 【市町村事業】令和3年度31市町村で実施済。	
	⑬自殺対策に係る県HPIによる情報発信	⑬令和2年度から	⑬県ホームページ「かながわの自殺対策」にて、県の取組、ゲートキーパーの普及啓発及び自殺者数の傾向等を広く県民に対して、周知を実施。また、「かながわこころの情報サイト」をリニューアルし、県民が必要な相談窓口を探しやすくする工夫を行った。	
	⑭ハイリスク地対策等地域の実情に応じた取組の実施	⑭通年	⑭ハイリスク地における広域対策として「地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議」を開催する等、保健福祉事務所において課題解決に向けた検討会と取組みを実施した。	

横浜市	①普及啓発事業の実施	①平成14年度から	①市民向け講演会等の開催。街頭キャンペーンの実施。リーフレット作成・配布、自殺対策ホームページの運営、デジタルサイネージや交通広告等の広告媒体の活用、公共施設でのパネル展示等 また、若年啓発として印刷業者が作成したソーシャル絵本『TALKの原則』冊子の監修、市内高校へ配布、マスクケースとリーフレットをセットにして市内大学、若者支援機関へ配布。 横浜市こころの健康相談センター・横浜国立大学共催により、令和3年9月29日(水)開港記念会館にて講演会「災害時のメンタルヘルス」を開催
	②人材育成(ゲートキーパー養成)研修の実施	②平成17年度から	②一般市民や市職員・保健医療福祉従事者等を対象とした人材育成(ゲートキーパー養成)研修を実施。横浜市公式YouTubeチャンネルに「ゲートキーパー養成研修」動画を掲載。
	③自殺未遂者再発防止事業の実施	③平成22年度から	③救命救急センターに搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援や二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するフォローアップ事業を実施。
	④自死遺族支援の実施	④平成19年度から	④自死遺族の集いを月1回開催、専用電話相談として自死遺族ホットラインを月2回開設。チラシ作成・配布による周知。
	⑤地域特性に応じた取組の推進	⑤平成26年度から	⑤地域における対策を推進し、「生きやすい、住みやすい都市横浜」を実現していくため、「よこはま自殺対策ネットワーク協議会」を開催。
	⑥地域自殺対策推進センターの運営	⑥平成24年度から	⑥こころの健康相談センター内に併設。地域における関係機関の連携推進、人材育成、情報発信の拠点として、研修や区担当者を対象とした連絡会議等を開催。
	⑦インターネットを活用した相談支援の検討	⑦令和元年度から	⑦自殺対策におけるインターネットを活用した相談支援事業を継続実施。
川崎市	①推進体制整備	①通年	①第3次川崎市自殺対策総合推進計画(計画期間:令和3～5年度)の推進のため、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議及び地域連携会議、川崎市自殺対策評価委員会の開催。
	②普及啓発事業	②平成18年度から	②区役所等の公共施設、市立学校、市内金融機関、JR南武・鶴見線、アゼリアビジョン、アゼリア地下街広報コーナー、ホームページ等を通じて、自殺対策関連事業のポスター・チラシの配布及び映像広告の掲出を実施。また、市民向け講演会として「こころの健康セミナー」を開催。
	③自死遺族支援事業	③平成19年度から	③自死遺族の集い(かわさきこもれびの会)を奇数月に1回開催。また、自死遺族電話相談を毎月第2・4木曜日に実施。
	④相談支援事業	④通年	④こころの電話相談の実施(毎日9時～21時 ※年末年始(12月29日～1月3日)は9時～17時)。
	⑤人材育成・ゲートキーパー養成事業	⑤平成20年度から	⑤社会福祉協議会等と連携し、ゲートキーパー講座を開催。また、各種団体や企業等の依頼に応じて、出前講座を実施。
	⑥自殺未遂者支援事業	⑥平成22年度から	⑥保健医療福祉関係者向けとして「自殺予防セミナー」を2回開催。また、川崎市中部地区において、医療機関等と連携し、三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者患者等に対して、継続的なフォローアップ支援を実施。
	⑦自殺未遂者支援・地域連携構築事業	⑦平成28年度から	⑦川崎市北部地区において、三次救急医療機関と連携した自殺未遂者等の支援体制構築のための調査研究実施に向けた調整を実施。
相模原市	①推進体制整備	①年度内1～2回	①市自殺対策協議会、自殺対策庁内会議を年2回ずつ書面にて開催した。
	②普及啓発事業	②平成22年度から	②広報さがみはら(9月、3月)に自殺対策強化月間特集記事を掲載した。市と自殺対策事業における協力協定を締結している団体等(市内スポーツ団体、環境衛生団体)と連携した啓発活動を実施。相談機関周知用リーフレット、啓発ポスター等の作成・配布。若年層向けの自殺予防啓発グッズ「こころのクリアファイル」の作成・配布(市立小学校6年生の全児童及び中学生1年生及び2年生の全生徒、合計21,000枚)。エフエムラジオ(エフエムさがみ)でのスポットCM等の放送。公共交通機関(バス)車内デジタルサイネージ、映画館(MOVIX橋本)での幕間CMで啓発動画を放映。相模大野駅パブリックインフォメーションや市役所本庁舎1階の動画モニター、ギオンスタジアムでの試合会場モニターで啓発動画の放映。市ホームページ上に開設した自殺対策特設サイト「りぷちゃんネル」の運用。市内公共施設、図書館での啓発コーナー設置及び図書館の期限票を活用した自殺対策強化月間の周知。自殺対策検索対応事業(検索運動広告)の実施。4県市(神奈川県・横浜市・川崎市)と共催で、市役所本庁舎本館を神奈川県の自殺対策のテーマカラーであるグリーンにライトアップ(9月10日)。メンタルヘルス市民講座で新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア及びコロナで気をつけたい自殺のリスクに関する医師の講義動画を市ホームページに掲載。同内容のリーフレット等を関係機関に配架。
	③人材育成事業(ゲートキーパー養成)	③平成22年度から	③学校関係、市職員等を対象としたゲートキーパー研修の開催。児童・生徒の自傷行為への理解を深めるため、市内小・中学校の教職員を対象とした児童・生徒に係る自傷行為対応力向上研修を開催(11月30日)。
	④当事者支援	④通年	④こころのホットライン(自殺予防電話相談)の開設(年末年始を除く毎日、17時～22時)
	⑤医療機関との連携による自殺未遂者支援事業	⑤平成28年度から	⑤市内三次救急医療機関に自殺未遂で搬送された市民に対して、精神保健福祉センター職員が病院を訪問し、退院後の支援を行った。
	⑥自死遺族支援事業	⑥平成22年度から	⑥自死遺族の集い(さがみはら わかち合いの会)の開催。自死遺族支援リーフレットの作成・配布。
	⑦ハイリスク地対策事業	⑦平成23年度から	⑦ハイリスク地駐車場の夜間閉鎖事業を実施した。

令和4年度自殺対策に係る取組予定について(4県市)

資料2-2

機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容	備考
神奈川県	①「かながわ自殺対策計画」の推進、改定	①平成30年度から	①平成30年3月策定の「かながわ自殺対策計画」を推進するため、「かながわ自殺対策会議」及び「自殺対策に係る庁内会議」において、令和3年度実績にかかる計画の進捗状況について協議し、PDCAサイクルを活用した点検・判定等により運用する。また、現行計画が令和4年度までであるため、本計画の改定を予定している。	
	②かながわ自殺対策推進センター事業	②平成29年度から	②情報の収集・提供・地域支援を実施。国・県・市町村の取組をホームページ等により情報提供する、市町村別自殺統計の集約及び発信を行う、市町村自殺対策計画に関する地域への支援を行うなどにより、保健福祉事務所、市町村等の自殺対策事業の強化を図る。	
	③自死遺族支援事業	③通年(相談は平成22年度から)	③自死遺族の集いを隔月で実施。自死遺族電話相談を週2日(水・木曜日)実施。また、自死遺族支援研修は支援者を対象に5月10日開催。	
	④ゲートキーパー養成研修の実施	④通年	④ゲートキーパー(こころサポーター)の養成。行政機関職員をはじめ、関係機関・団体、学生、医療従事者等を対象に、市町村とともに幅広い人材養成を実施。	
	⑤普及啓発講演会等の実施	⑤オンライン	⑤自殺対策強化月間である9月に自殺対策講演会をオンラインで足柄上センター管内市町、国際医療福祉大学小田原保健医療学部と共催で開催予定。	
	⑥包括相談会の実施	⑥オンライン1回開催(10月16日)	⑥多職種専門相談員が一堂に会して相談を受ける相談会を開催し、地域の関係機関・団体等の連携を図り、ネットワークを強化の機会とする。開催方向で調整中。	
	⑦こころ・つなげよう電話相談事業	⑦平成23年度から	⑦「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施。今年度窓口拡充予定。	
	⑧うつ病対策事業	⑧平成17年度から	⑧うつ病講演会開催は調整中。県内薬局等へリーフレット配架予定。	
	⑨ICTを活用した若年層のこころの相談支援体制整備事業(いのちのほっとライン@かながわ、Twitter広告)	⑨令和2年度から(3年度以降通年)	⑨「いのちのほっとライン@かながわ」…若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供。今年度窓口拡充予定。 「Twitter広告事業」…若年者の利用頻度が高いSNSの一つであるTwitterの投稿・検索結果に広告を実施し、不安や悩みを抱える若年者へ相談窓口の周知や誘導を図る。	
	⑩新型コロナウイルス感染症こころのケア相談事業	⑩令和2年度から	⑩新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりストレスの蓄積が懸念される、軽症者等(宿泊施設、自宅療養者)や、感染者と関わる医療従事者等への支援として、電話相談事業を実施。	
	⑪地域自殺対策強化交付金事業(新型コロナウイルスセーフティネット強化交付金事業含む)	⑪平成27年度から	⑪【県事業】精神保健福祉センター、8保健福祉事務所、県教育委員会等で実施。民間団体が実施する事業への補助・委託の実施。 <県事業の重点的取組み> ア 自殺未遂者支援事業:東海大学等で継続実施。 イ 若年者向け自殺対策:若年者向けストレスチェックシステムの運営を継続するほか、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、路線バスのデジタルサイネージ等を活用した周知や、県内大学におけるゲートキーパー養成研修を実施予定。 ウ 保健福祉事務所において、地域自殺対策検討会を開催し、救急医療機関、精神医療機関、警察及び消防と課題の共有や、自殺の減少や事後対策について検討を実施予定。 エ ハイリスク地を管轄する保健福祉事務所において、当該地域の実情が分かる関係団体及び保健福祉事務所職員によるパトロールや声かけ運動等を実施予定。 オ 県立高校20校にスクールメンターを配置し、自殺予防を図ることを目的に、登下校指導や進路相談、校内巡回等を実施予定。 【市町村事業】令和4年度31市町村で実施予定。	
	⑫自殺対策に係る県HPIによる情報発信	⑫令和2年度から	⑫県ホームページ「かながわの自殺対策」にて、県の取組、ゲートキーパーの普及啓発及び自殺者数の傾向等を広く県民に対して、周知を実施予定。	
	⑬ハイリスク地対策等地域の実情に応じた取組の実施	⑬通年	⑬ハイリスク地における広域対策として「地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議」を開催する等、保健福祉事務所において課題解決に向けた検討会と取組みを実施予定。	

横浜市	①普及啓発事業の実施	①平成14年度から	①市民向け講演会等の開催。街頭キャンペーンの実施。ポスター作成、リーフレット作成・配布、自殺対策ホームページの運営、デジタルサイネージや交通広告等の広告媒体の活用、公共施設でのパネル展示等 横浜市こころの健康相談センター・横浜国立大学共催により、令和4年9月29日(木)港南公会堂にて講演会「周産期からその後の子育て期のうつ」を開催予定。
	②人材育成(ゲートキーパー養成)研修の実施	②平成17年度から	②一般市民や市職員・保健医療福祉従事者等を対象とした人材育成(ゲートキーパー養成)研修を実施。横浜市公式YouTubeチャンネルに「ゲートキーパー養成研修」動画を掲載。
	③自殺未遂者再発防止事業の実施	③平成22年度から	③救命救急センターに搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援や二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するフォローアップ事業を実施。
	④自死遺族支援の実施	④平成19年度から	④自死遺族の集いを月1回開催、専用電話相談として自死遺族ホットラインを月2回開設。チラシ作成・配布による周知。
	⑤市域特性に応じた取組の推進	⑤平成26年度から	⑤市域における対策を推進し、「生きやすい、住みやすい都市横浜」を実現していくため、「よこはま自殺対策ネットワーク協議会」を開催。
	⑥地域自殺対策推進センターの運営	⑥平成24年度から	⑥こころの健康相談センター内に併設。地域における関係機関の連携推進、人材育成、情報発信の拠点として、研修や区担当者を対象とした連絡会議等を開催。
	⑦インターネットを活用した相談支援の検討	⑦令和元年度から	⑦自殺対策におけるインターネットを活用した相談支援事業を継続実施。
川崎市	①推進体制整備	①通年	①第3次川崎市自殺対策総合推進計画(計画期間:令和3~5年度)の推進のため、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議及び地域連携会議、川崎市自殺対策評価委員会の開催。
	②普及啓発事業	②平成18年度から	②区役所等の公共施設、市立学校、市内金融機関、JR南武・鶴見線、アゼリアビジョン、アゼリア地下街広報コーナー、ホームページ等を通じて、自殺対策関連事業のポスター・チラシの配布及び映像広告の掲出を実施。また、市民向け講演会として「こころの健康セミナー」を開催。
	③自死遺族支援事業	③平成19年度から	③自死遺族の集い(かわさきこもれびの会)を奇数月に1回開催。また、自死遺族電話相談を毎月第2・4木曜日に実施。
	④相談支援事業	④通年	④こころの電話相談の実施(毎日9時~21時 ※年末年始(12月29日~1月3日)は9時~17時)。
	⑤人材育成・ゲートキーパー養成事業	⑤平成20年度から	⑤関係機関等と連携し、ゲートキーパー講座を開催。また、各種団体や企業等の依頼に応じて、出前講座を実施。
	⑥自殺未遂者支援事業	⑥平成22年度から	⑥保健医療福祉関係者向けとして「自殺予防セミナー」を開催。また、川崎市中部地区において、医療機関等と連携し、三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者患者等に対して、継続的なフォローアップ支援を実施。また、川崎市北部地区においては、三次救急医療機関と連携した自殺未遂者等の支援体制構築のための調査研究を実施予定。
相模原市	①推進体制整備	①年度内1~2回	①市自殺対策協議会、自殺対策庁内会議の開催。
	②普及啓発事業	②平成22年度から	②広報さがみはらへ9月、3月の自殺対策強化月間特集記事を掲載。市と自殺対策事業における協力協定を締結している団体等(市内スポーツ団体、環境衛生団体)と連携した啓発活動。相談機関周知用リーフレット、啓発ポスター等の作成・配布。若年層向けの自殺予防啓発グッズ「こころのクリアファイル」の作成・配布(市立小学校6年生の全児童及び中学1~3年生の全生徒、合計24,000枚)。エフエムラジオ(エフエムさがみ)での啓発スポットCM等の放送。自殺対策啓発動画の放映、配信。ホームページ上に開設した自殺対策特設サイト「リブちゃんネル」の運用。市内公共施設での啓発コーナー設置。自殺対策検索対応事業(検索連動広告)の実施。
	③人材育成事業(ゲートキーパー養成)	③平成22年度から	③学校関係、市職員等を対象としたゲートキーパー研修の開催。児童・生徒の自傷行為への理解を深めるため、市内小・中学校の教職員を対象とした児童・生徒に係る自傷行為対応力向上研修を開催(11月24日)。
	④当事者支援	④通年	④こころのホットライン(自殺予防電話相談)の開設(年末年始を除く毎日、17時~22時)。
	⑤医療機関との連携による自殺未遂者支援事業	⑤平成28年度から	⑤市内三次救急医療機関に自殺未遂で搬送された市民に対して、精神保健福祉センター職員が病院を訪問し、退院後の支援を行う。
	⑥自死遺族支援事業	⑥平成22年度から	⑥自死遺族の集い(さがみはら わかち合いの会)の開催。自死遺族支援リーフレットの作成・配布。
	⑦ハイリスク地対策事業	⑦平成23年度から	⑦ハイリスク地駐車場の夜間閉鎖事業を実施する。